

# 別府市燃料油価格高騰対策事業補助金交付要綱

制定 令和4年11月21日

別府市告示第466号

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料油価格高騰の影響を受けている運送事業者等を支援するため、予算の範囲内で別府市燃料油価格高騰対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、別府市補助金等交付規則(平成2年別府市規則第50号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を令和4年4月1日以前から別府市内に本社、支社、営業所等を有し、経営する者であって、当該補助事業を第5条に規定する申請の日以降も引き続いて別府市内に本社、支社、営業所等を有し、経営する意志を有するものとする。

- (1) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の許可を受けて行う同法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業(以下「一般貨物自動車運送事業」という。)
- (2) 貨物自動車運送事業法第35条第1項の許可を受けて行う同法第2条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業(以下「特定貨物自動車運送事業」という。)
- (3) 貨物自動車運送事業法第36条第1項の届出をして行う貨物軽自動車運送事業(以下「貨物軽自動車運送事業」という。)
- (4) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第4条の規定により大分県公安委員会の認定を受けて行う同法第2条第1項に規定する自動車運転代行業(以下「自動車運転代行業」という。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助

対象者としない。

- (1) 市税を完納していない者。ただし、市長が特別の理由があると認める者を除く。
- (2) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）、同条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）

（補助対象車両）

第3条 補助金は、補助対象者が補助事業に使用する自動車（自動車運転代行業にあっては、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第7項に規定する随伴用自動車（以下「随伴用自動車」という。））（以下「補助対象車両」という。）に応じて交付する。

2 補助対象車両は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 補助事業に使用するために所有し、又はリース契約に基づき借用していること。
- (2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車であること。ただし、二輪自動車及び牽引自動車、非牽引自動車、霊きゅう車、特殊自動車等は除く。
- (3) 自動車検査証に記載の使用の本拠の位置が別府市内であること。
- (4) 自動車検査証に記載の用途が貨物であること（随伴用自動車を除く。）。
- (5) 自動車検査証に記載の自家用・事業用の別が事業用であること。
- (6) 令和4年4月1日以前から第5条に規定する申請の日までの間、補助事業のために使用していること。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象車両に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、随伴用自動車は、1台につき5万円とする。

(1) 普通自動車 1台につき5万円

(2) 小型自動車 1台につき3万円

(3) 軽自動車 1台につき1万円

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は一の補助対象者につき50万円を上限とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別府市燃料油価格高騰対策事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和5年2月28日までに市長に提出しなければならない。

(1) 次のア、イ及びウに掲げる補助事業に応じ、当該ア、イ及びウに定める書類

ア 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業 国土交通大臣の許可書等の写し

イ 貨物軽自動車運送事業 貨物軽自動車運送事業経営届出書等の写し

ウ 自動車運転代行業 大分県公安委員会からの自動車運転代行業の認定書の写し

(2) 第2条第2項第1号本文に該当する者でないことが確認できる書類

(3) 法人にあっては直近の法人税確定申告書別表1の写し、個人にあっては直近の確定申告書第1表の写し

(4) 補助対象車両一覧表(様式第2号)

(5) 補助対象車両全ての自動車検査証の写し(有効期限内のもの)

(6) 補助対象車両全ての写真(カラー写真で補助対象車両の前面全体及び自動車登録番号標又は車両番号標が写っており、かつ、自動車登録番号又は車両番号が確認できるもの)

(7) 振込先口座通帳の写し

(8) 誓約書(様式第3号)

(9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、別府市燃料油価格高騰対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別府市燃料油価格高騰対策事業補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

別府市長

あて

申請者 郵便番号  
 住所（所在地）  
 氏 名  
 （名称及び代表者氏名）  
 電話番号

令和4年度別府市燃料油価格高騰対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により、関係書類を添えて、補助金の交付を申請し、併せて請求します。

記

申請者が営む事業 （該当の番号に○をつけてください。）		1 一般貨物自動車運送事業 2 特定貨物自動車運送事業 3 貨物軽自動車運送事業 4 自動車運転代行業			
補助対象車両 ※リース含む	普通自動車	緑（黒） ナンバーのみ	台 × 50,000 円 =	【A】	円
	小型自動車		台 × 30,000 円 =	【B】	円
	軽自動車		台 × 10,000 円 =	【C】	円
	運転代行 随伴用自動車		台 × 50,000 円 =	【D】	円
交付申請額 （請求額）	【A】 + 【B】 + 【C】 + 【D】				円
振込先	金融機関名			支店名	
	口座の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		口座番号	
	フリガナ				
	口座名義人				
誓約事項	<input type="checkbox"/> 補助金の受領後も補助対象車両を所有し、事業を継続する意思があります。 <input type="checkbox"/> 要綱に違反した場合又は虚偽その他不正が判明した場合は、補助金を返還することに同意します。				

**【添付書類】**

- ①国土交通大臣の許可書等の写し
- ②市税完納証明書
- ③直近の確定申告書類の写し
- ④補助対象車両一覧表
- ⑤補助対象車両全ての自動車検査証の写し
- ⑥補助対象車両全ての写真（ナンバーが写っているもの）
- ⑦振込口座通帳の写し
- ⑧誓約書
- ⑨その他市長が必要と認める書類

補助対象車両一覧表

申請者名	
------	--

	自動車登録番号					自動車登録番号			
	地域名	分類番号	ひらがな	一連指定番号		地域名	分類番号	ひらがな	一連指定番号
普通自動車	1				26				
	2				27				
	3				28				
	4				29				
	5				30				
	6				31				
	7				32				
	8				33				
	9				34				
	10				35				
	11				36				
	12				37				
	13				38				
	14				39				
	15				40				
	16				41				
	17				42				
	18				43				
	19				44				
	20				45				
	21				46				
	22				47				
	23				48				
	24				49				
	25				50				

## 補助対象車両一覧表

申請者名	
------	--

		自動車登録番号又は車両番号					自動車登録番号又は車両番号			
		地域名	分類番号	ひらがな	一連指定番号		地域名	分類番号	ひらがな	一連指定番号
小型自動車・軽自動車	1					11				
	2					12				
	3					13				
	4					14				
	5					15				
	6					16				
	7					17				
	8					18				
	9					19				
	10					20				



誓約書

別府市燃料油価格高騰対策事業補助金の申請に当たり、次のとおり誓約します。

- 1 申請書類の内容は、全て事実です。虚偽が判明した場合又は補助金の対象者の要件に該当しない状況となった場合は、補助金の返還に応じます。
- 2 別府市から確認又は報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 3 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）、同条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）ではありません。

年 月 日

別府市長

あて

申請者

住所

商号又は法人名

氏名又は代表者氏名

印

生年月日

年

月

日

第 号  
年 月 日

様

別府市長 印

別府市燃料油価格高騰対策事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請がありました別府市燃料油価格高騰対策事業補助金については、別府市燃料油価格高騰対策事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により下記のとおり決定をしたので、通知します。

記

1 交付する。

補助金交付決定額 金 円

2 交付しない。

理由